

鹿屋市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市介護保険条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第126号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

行政区		被保険者番号		被保険者氏名
-----	--	--------	--	--------

を

行政区		被保険者番号		被保
生年月日				
住所				

被保険者氏名	
性別	

に改め、

● 鹿児島県介護保険審査会（鹿児島県
〒890—8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

部 課内)

電話番号：

を削り、同様式第6項を次のように改める。

6 保険給付の制限

通常、介護サービスを利用するときは、かかった費用の1割から3割の自己負担でサービスが利用できます。（費用の9割から7割は、介護保険から給付されます。）

第1号被保険者（65歳以上）が介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて次のような処分を受けることがあります。

滞 納 期 間	給付の制限（対応）
1年以上	費用の全額を一旦利用者が負担し、申請により後で保険給付分（9割から7割）が支払われます。
1年6か月以上	保険給付の一部又は全部が一時的に差止めとなります。
2年以上	利用者負担が1割又は2割から3割に、3割から4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

別記第1号様式中

◎ 問合せ先

鹿屋市 保健福祉部高齢福祉課
電話番号 0994—43—2111（内線

を削る。

別記第3号様式中

被保険者番号		更正理由	
被保険者氏名		更正年月日	年 月

日	
---	--

を

被保険者番号		更正理由	
被保険者氏名		更正年月日	
生年月日		性別	
住所			

月	日

に改め、「 890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 (099)

286-2111」及び同様式第2項を削り、同様式第3項中

- 鹿児島県介護保険審査会（鹿児島市鴨池新町10番1号）

島県 部 課内) を削り、同項を同様式第2項とし、同様式中第4項を
町10番1号 電話番号 :

第3項とし、第5項を第4項とし、第6項及び

- ◎ 問合せ先
鹿屋市 保健福祉部高齢福祉課
電話番号 0994-43-2111 (内線)

) を削る。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。